

一般社団法人 オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構

自治体分科会の設置について

1. 自治体分科会の設置について

- データガバナンス委員会（以下「委員会」という。）は、一般社団法人 オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構（以下「VLED」という。）委員会規則第6条に基づき、自治体分科会を設置する。
- 自治体分科会は VLED の自治体会員で構成し、基本的にメーリングリストで開催する。
- 自治体分科会では以下の事項について意見収集及び議論を行い、データガバナンス委員会に意見を提出する。
 - (1) データガバナンス委員会の検討事項に対する自治体の意見
 - (2) オープンデータ全般に関する自治体の意見
 - (3) その他、自治体分科会で提案された議題

2. 自治体分科会メーリングリスト参加者について

- 自治体分科会のメーリングリストに参加する者は以下のとおりとする。
 - (1) 自治体会員
 - (2) 社員（参加希望社員）
 - (3) 主査、副主査、委員（参加希望者）
 - (4) 事務局
 - (5) その他、データガバナンス委員会主査が承認した者

以上